

# 商業法人登記申請に関する法務局要望・周知事項

## 1 原本還付

●令和3年2月の押印見直しを受けて、次の取扱いとしています。

- (1) 原本に相違ない旨（商業登記規則第49条第2項）及び還付請求者の記名は、書類謄本1ページ目に記載することで足り、請求者の押印は不要
  - (2) 書類が複数枚の場合でも、各ページ間の割印（契印）は不要
  - (3) 複数の書類を原本還付する場合は、書類謄本全体をホチキス等で束ねた上、全体の1ページ目のみに前記(1)の措置をすることで足り、各書類間の割印（契印）は不要（ただし、原本の束と謄本の束の書類の並び順は揃えること）
- （注）上記取扱いは、商業法人登記申請における取扱いである。

上記にもありますように、還付する原本と添付書類の中の謄本（写し）は、調査担当が容易に確認できるように、書類の順番をそろえていただくようお願いいたします。

●受付担当職員による原本還付書類の確認は、受付窓口混雑時には避けていただくよう御協力をお願いいたします。

なお、登記所審査事務の効率化のためにも、添付書類を登記所提出用と会社保管用の2部作成いただき、原本還付手続の減少に御協力いただくようお願いいたします。原本還付手続の減少は、資格者代理人側の謄本作成及び原本還付手続等の省力化にもつながるのではないかと考えられますので、御検討ください。

## 2 オンライン申請時の「登記すべき事項」の入力について

●オンライン申請及びQRコード付き書面申請における「登記すべき事項」の留意事項は別紙のとおりです（昨年と変更なし）。

特に、会社・法人の本店・主たる事務所については、スペースを入力できないため、地番号、部屋番号等、数字が続くような場合の区切りには、「・（中点）」か「-（マイナスハイフン）」を入力いただくようお願いしています。「、（読点）」では、国税のシステムに対応できないため、使用しないこととしていますので、御注意願います。

●登記すべき事項の記載と添付書類の表示が少し違うような場合（「高」と「高」、 「15番15号」と「15-15」など）には、申請人の意向を確認し、その旨をメモ書きしていただくようお願いいたします（付箋や鉛筆書きのメモでかまいません）。

### 3 設立登記における電子定款について

●設立登記において、定款が電子定款で作成されている場合は、なるべく『電子定款のデータ』を添付いただくよう、お願いいたします。

・電子定款のデータが添付された場合、申請された登記事項とのチェックが実施できるため、過誤防止や早期処理が行えることとなります。

### 4 添付書類について

●複数回にわたる役員変更など、複数年の書類を添付する場合、書類の種類ごとではなく、年ごとにそろえていただくようお願いいたします。

例)令和2年、令和4年、令和6年の重任登記の場合

令和2年株主総会議事録・株主リスト・取締役会議事録、令和4年株主総会議事録・株主リスト・取締役会議事録、令和6年株主総会議事録・株主リスト・取締役会議事録・・・の順

●書類が散逸しないようにする必要はありますが、ホチキス止めは最小限度にさせていただくようお願いいたします(最終的に全て外さないといけませんので御協力をお願いします)。

なお、書類の袋とじは避けていただくようお願いいたします(登記申請の添付書類には、契印は必須ではありません)。

●定款を添付する場合、設立登記を除き、原本還付ではなく「現行定款に相違ない」との記載をして定款を提出することになります(原本還付手続きは発生しません)。

### 5 その他

●窓口対応時間(9時から16時まで)を守っていただくよう、お願いいたします。

オンライン申請の添付書類の提出や受取についても、窓口対応時間をお願いいたします。

## 商業法人登記申請における「登記すべき事項」のデータ入力の留意事項

令和8年2月作成版

※ □は空白を表す。

項目	項番	入力方法		内容・留意事項
		誤	正	
会社法人等番号	1	入力なし	<u>入力あり</u>	必ず正しい番号を入力する必要がある。
商号・名称(フリガナ)	2	入力なし	<u>入力あり</u>	必ず入力する必要がある。
商号・名称	3	株式会社□法務商事	株式会社法務商事	<u>空白は入力しない。</u>
	4	IMPCOTechnologiesJapan合同会社	IMPCO□Technologies□Japan合同会社	定款等にローマ字の間に空白がある場合は、空白を入力する必要がある。 ※項番1から4までを正しく入力しなかった結果、申請対象の会社・法人の受付がされていない場合は、申請を取下げしなければならない場合があるので、特に注意すること。
	5	株式会NAHA-HOUMU	株式会NAHA_HOUMU	商号については、「-」(マイナスハイフン)ではなく、「 <u>-</u> 」(ハイフン)で <u>入力する</u> 。
本店・事務所所在地	6	沖縄市	沖縄県沖縄市	政令指定都市以外の住所には都道府県名を記載する必要がある。
	7	舞鶴1丁目	舞鶴 <u>一</u> 丁目	住居表示の「 <u>〇</u> 丁目」は漢数字で入力する必要がある。
	8	123-45号	123 <u>_</u> 45号	地番番号のハイフンは「 <u>-</u> 」(マイナスハイフン)で入力する必要がある。
	9	…4□201棟	…4 <u>_</u> 20 <u>・</u> 1棟	所在及び住所には空白を入力できないため、区切りが不明瞭かつ誤認されるおそれがあるものは、「 <u>・</u> 」(中点)、「 <u>-</u> 」(マイナスハイフン)等を入力する必要がある。「 <u>、</u> 」(読点)も使用しないでいただきたい。
	10	アークタワーズマンション	ア <u>ニ</u> クタワ <u>ニ</u> ズマンション	「 <u>-</u> 」(長音記号)の場合に、「 <u>-</u> 」(マイナスハイフン)を入力しないこと。
本店移転	11	「登記記録に関する事項」 令和〇年〇月〇日沖縄県沖縄市知花六丁目…番地 番地に本店移転	「 <u>本店</u> 」 沖縄県沖縄市知花六丁目…番地 「 <u>原因年月日</u> 」 令和〇年〇月〇日移転	管轄内本店移転の場合、「 <u>本店</u> 」の項目に記載する必要がある。
	12	令和〇年〇月〇日本店移転	令和〇年〇月〇日 <u>移転</u>	管轄内本店移転の場合、「 <u>本店</u> 」の文言は入力しない。



項目	項番	入力方法		内容・留意事項
		誤	正	
	22	「役員に関する事項」 「資格」社外取締役 「氏名」法務花子 「原因年月日」 令和1年8月1日就任	「役員に関する事項」 「資格」取締役 「氏名」法務花子 「役員に関するその他の事項」 (社外取締役) 「原因年月日」 令和1年8月1日就任	社外取締役は、「役員に関するその他の事項」に(社外取締役)と入力する必要がある。
	23	令和元年8月1日辞任	令和1年8月1日辞任	元号の表記は、「元年」ではなく「1年」と入力する必要がある。
	24	「資格」取締役 「氏名」甲野太郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	「資格」取締役 「住所」 <u>沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号</u> 「氏名」甲野太郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	特例有限会社の取締役の登記には住所を記載する必要がある。
	25	「資格」代表取締役 「住所」 <u>沖縄市知花六丁目5番25号</u> 「氏名」甲野太郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	「資格」代表取締役 「住所」 <u>沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号</u> 「氏名」甲野太郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	役員の変更登記の場合、登記情報どおりに入力する必要がある。
	26	「役員に関する事項」 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	「役員に関する事項」 「資格」監査役の監査の範囲に関する事項 「役員に関するその他の事項」 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	項目が不足している。
	27	「役員に関する事項」	「社員に関する事項」	持分会社については、「社員に関する事項」と入力する。
	28	「資格」取締役 「氏名」高木次郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	「資格」取締役 「氏名」高木次郎 「原因年月日」令和1年12月31日辞任	役員の氏名等は登記情報と一致させる必要がある。

項目	項番	入力方法		内容・留意事項
		誤	正	
	29	「社員に関する事項」 「資格」代表社員 「住所」沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号 「氏名」株式会社甲野商事 「職務執行者」 「住所」沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号 「氏名」甲野太郎 「原因年月日」令和1年8月1日就任	「社員に関する事項」 「資格」代表社員 「住所」沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号 「氏名」株式会社甲野商事 「職務執行者」 「住所」沖縄県沖縄市知花六丁目5番25号 「氏名」職務執行者 甲野太郎 「原因年月日」令和1年8月1日就任	持分会社の職務執行者の記載については、項目としてのかぎ括弧付きの「職務執行者」の記載と別に、「氏名」の欄に職務執行者の記載が必要である。
吸収合併	30	「登記記録に関する事項」 令和1年8月1日沖縄県沖縄市知花三丁目5番25号法務商事株式会社を合併	「吸収合併」 令和1年8月1日沖縄県沖縄市知花三丁目5番25号法務商事株式会社を合併	吸収合併存続会社は「吸収合併」の項目に入力する必要がある。
清算終了	31	令和1年8月1日清算終了	「登記記録に関する事項」 令和1年8月1日清算終了	清算終了は「登記記録に関する事項」の項目に入力する。